療育手帳　変更の手続きについて

〇変更について

・手帳所持者の氏名・住所変更、保護者の氏名・住所変更、保護者を別の方にする場合に提出してください。

・市内転居だけでなく、静岡県内（静岡市、浜松市以外）から転入の場合も、「変更届」の対象となります。

・静岡県内（静岡市、浜松市以外）へ転出の場合は、新住所の市町へ書類を提出してください。

・静岡県外及び県内政令市（静岡市、浜松市）の転入・転出の場合は、「変更届」ではなく「転入」「転出」に該当しますので、それぞれの注意事項をご確認ください。

〇提出書類

１．療育手帳記載事項変更届

２．現在お持ちの療育手帳

※　窓口で記載内容を修正後、コピーを取らせていただきます。